

6月は母子家庭等医療費
受給者証の更新月です

現在「母子家庭等医療費受給者証」をお持ちの方に、8月1日から利用可能となる受給者証への更新手続きを行うための「更新申請書」を郵送します。必要事項を記入のうえ、6月中に市役所保
険年金課または
赤羽根・渥美各
支所の市民生活
課へ提出してく
ださい。



申請書を提出しない場合、所得の判定を行うことができないため、新しい受給者証をご用意できません。期限内に忘れないよう手続きを行ってください。

扶養親族数	所得制限額
0人	1,920,000円
1人	2,300,000円
2人	2,680,000円
3人	3,060,000円
4人	3,440,000円

所得判定の結果により:

引き続き受給資格のある方
新しい受給者証と、現在お持ちの

【例】
受給者の扶養親族数が2人で、所得が2,680,000円を超えてない場合、引き続き受給資格があると判定されます。

受給者証(旧受給者証)を回収するための返信用封筒を、7月下旬に郵送します。8月以降は新しい受給者証をご利用いただき、旧受給者証はご返送ください。

所得額が制限額を超えた方
受給資格喪失届と、旧受給者証を回収するための返信用封筒を郵送します。喪失届に必要な事項を記入のうえ、旧受給者証とともにご返送ください。

詳しくはお問い合わせください。
「障害者医療費受給者証」の更新手続きは7月から開始しますの
で、もししばらくお待ちください。
保険年金課
23局3514 FAX 23局0180

計量器の定期検査を
お忘れなく!

取り引きや証明に使用する計量器の性能・精度を一定水準に保ち、公平な取り引きを行えるようにすることを目的とした検査です。検査を受けずに取り引き・証明に使った場合、計量法違反で処罰されること
があります



で、検査は忘れずに受けましょう。
日時・場所「表のとおり 検査手数料」250円(計量器の種類により異なります) その他「業務に計量器を使用している事業所で、一度もこの検査を受けたことのない場合はお問い合わせください。」

計量器の定期検査日程表

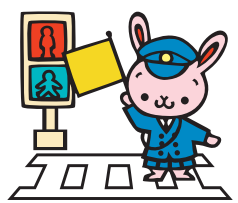
実施日	場所
6月19日(火)	市役所
6月20日(水)	赤羽根文化会館
6月21日(木)	渥美文化会館
6月22日(金)	

【時間】
各日とも
午前10時～正午・午後1時～3時

商工観光課
23局3516 FAX 22局3817

夏の交通安全県民運動
7月11日(水)～20日(金)

レジャーシーズンを迎え、外出する機会が増えるこの時期は、子どもや高齢者が事故に巻き込まれることが心配されます。無謀運転や飲酒運転をなくし、交通事故が起らないよう、地域全体で交通安全運動に取り組ましましょう。



【重点目標】
・飲酒運転を撲滅しよう
・若者の無謀運転をなくそう
・子どもや高齢者を交通事故から守ろう
総務課
23局3506 FAX 23局0180

小型ガス瞬間湯沸器
使用の際には必ず換気を!

最近、小型ガス瞬間湯沸器での一酸化炭素中毒による死亡事故が発生しています。小型ガス瞬間湯沸器を使用する際には、必ず換気をするようにしましょう。

一酸化炭素発生の要因
物が燃えるためには、空気が必要です。十分な換気をしなければ空気が不足し、一酸化炭素が発生します。ちなみに、閉め切った4畳半の部屋で小型ガス瞬間湯沸器を使用すると、約20分で致死量の一酸化炭素が部屋に充満することもあります。
一酸化炭素の特徴と危険性
無色無臭の気体です。頭痛や吐き気で異変に気づいたときには、すでに手足がしびれて動けず、手遅れになって死に至る場合があります。
愛知県商業流通課
(052)954局6337

